

第6回 公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議 議事概要

日 時：令和元年8月28日（水）14：00～14：15

場 所：官邸2階小ホール

出席者：

議 長

厚生労働大臣 根本 匠

議長代理

内閣官房副長官（事務） 杉田 和博

副議長

内閣官房副長官補（内政担当） 古谷 一之

厚生労働事務次官 鈴木 俊彦

構成員

内閣総務官 原 邦彰

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 江島 一彦

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 堀江 宏之

内閣法制局総務主幹 平川 薫

内閣府大臣官房長 井野 靖久

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 嶋田 裕光

宮内庁長官官房審議官 小山 永樹

公正取引委員会事務総局官房総括審議官 粕淵 功

警察庁長官官房長 中村 格

個人情報保護委員会事務局次長 福浦 裕介

金融庁総合政策局総括審議官 白川 俊介（代理出席 総合政策局秘書課長 柳瀬 護）

消費者庁次長 高田 潔

復興庁統括官 石田 優

総務省大臣官房長 横田 真二（代理出席 大臣官房政策立案総括審議官 吉開 正治郎）

総務省自治行政局公務員部長 大村 慎一

法務省大臣官房長 川原 隆司

外務省大臣官房長 垂 秀夫

財務省大臣官房長 茶谷 栄治

文部科学省大臣官房長 柳 孝

厚生労働省大臣官房長 土生 栄二

厚生労働省職業安定局長 小林 洋司

農林水産省大臣官房長 枝元 真徹  
経済産業省大臣官房長 糟谷 敏秀（代理出席 大臣官房秘書課長  
片岡 宏一郎）  
国土交通省大臣官房長 野村 正史  
環境省大臣官房長 正田 寛  
防衛省大臣官房長 島田 和久  
オブザーバー  
人事院事務総局総括審議官 西 浩明  
人事院事務総局人材局長 鈴木 英司  
会計検査院事務総局次長 宮内 和洋（代理出席 事務総長官房総括  
審議官 篠原 栄作）

## 概 要

（厚生労働省 小林職業安定局長）

これより、公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議を開催いたします。本日進行を務めます厚生労働省職業安定局長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

本日御出席の方々は、お手元の座席表のとおりとなりますので、御紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入ります。1つ目の議事「国の行政機関等における採用・定着状況等について」、厚生労働省から説明いたします。

はじめに資料1「国の機関における採用・定着状況等」、あわせて、参考資料1「国の行政機関の障害者の採用・定着状況等特別調査の集計結果」をご覧ください。

各府省におきましては、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」により策定された採用計画に基づきまして、昨年（2018年）10月23日以降、積極的に障害者雇用の推進に取り組んでいただいていたところ です。

この調査は、昨年10月23日から本年6月1日までの間に、国の行政機関に採用された者の状況につきまして、各府省にご協力いただき取りまとめたものでございます。

年末までの採用計画数が、4075.5人、雇用率カウント上の数字でございますが、これに対しまして、本年6月1日までの採用者数は3444.0人、この間の離職者数が161.0人でありまして、採用者数から離職者数を差し引きいたしますと、採用計画に対する進捗率は80.6%という状況でございます。

なお、※で記載しておりますが、障害種別の採用者数の状況は、構成比ですと身体障害者が47.6%、知的障害者が1.8%、精神障害者が50.6%という状況とな

っております。

また、定着状況について、実人員ベースで離職者数は161人、採用者3,131人でございますので、定着率は94.9%という状況となっております。なお、障害種別による定着率には大きな差異は見られないという状況でございました。

次に、離職理由については、「体調悪化」によるものが31.7%、次いで「本人都合」によるものが26.1%、その他に「職場環境」によるものが12.4%という状況となっております。また、※で記載しておりますが、非常勤職員の離職者159人のうち、約4割は期間満了を機に離職していたという状況でございました。

次に、「職場等の満足度に関するアンケート調査」欄をご覧ください。本調査につきましても、各府省にご協力いただき、2019年6月1日時点の在籍者に対して、無記名・任意のアンケート調査を実施いたしました結果を取りまとめたものでございます。アンケートの結果、回収率は88.2%という状況でございました。

「現在の府省に就職し、働いていることへの全体評価」として88.2%の方が「満足」又は「やや満足」と回答しています。

一方で、※で記載しておりますが、「不満」又は「やや不満」と感じている点として「休憩スペース」や「遠慮なく相談出来る環境」、「障害特性に合った業務分担・業務指示」等が相対的に多く挙げられております。

以上の結果について、詳細な結果を参考資料1「国の行政機関の障害者の採用・定着状況等特別調査の集計結果」として配布しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料1「国の機関（行政機関、立法機関、司法機関）における任免状況」でございますが、詳細につきましては、参考資料2「令和元年 国の機関における障害者任免状況の集計結果」としてまとめてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

障害者雇用促進法において、国の機関等に対して義務付けられているものでございますが、毎年6月1日現在の任免状況を通報いただくことになっております。この調査は、その状況を把握したものでございまして、例年、民間企業の雇用状況等と併せまして、年末に取りまとめ公表しているものですが、本日は、速報値として令和元年の国の機関における障害者任免状況をお示ししております。先程の数字がフローであったのに対して、こちらはストックの数字ということになります。

2019年6月1日現在の国の機関における雇用障害者数は7,577.0人、法定雇用率2.5%に対しまして、国の機関全体の実雇用率は2.31%という状況でございました。

昨年度の正しい数値が1.22%でございまして、前年の結果と比較すると、実

雇用率は1.09ポイント上昇という結果になっております。

説明は以上でございます。ただいまの説明の内容について、ご意見やご質問はございますか。

(質問等なし)

(厚生労働省 小林職業安定局長)

よろしゅうございますでしょうか。それでは、次の議事に移ります。「改正障害者雇用促進法の施行に向けた体制確保について」厚生労働省から説明いたします。

資料2「各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化について」をご覧ください。

本年6月障害者雇用促進法の改正法が成立いたしました。この改正法におきまして、国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者、これは障害者雇用の促進等の業務を担当する者ということでございます、そして、障害者職業生活相談員、これは各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者でございますが、これらを選任しなければならないこととされております。

本年3月の公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において取りまとめられました「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく更なる充実・強化におきまして、各府省等の責任体制の明確化について、「改正法案において公務部門に設置が義務付けられる障害者雇用推進者には、各府省等の官房長等を選任することとし、障害者活躍推進計画作成指針にその旨を明記する。」とされているところでございます。

この障害者活躍推進計画作成指針について、今後、各府省に協議させていただく予定でございますが、これら、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任につきましては、9月6日に施行が予定されております。そして、障害者雇用推進者については施行日9月6日の時点で選任していただく必要があります。また、障害者職業生活相談員につきましては、施行から3月以内、具体的には12月5日までに、それぞれ選任していただくことを考えております。

また、下の方でございますが、障害者職業生活相談員につきましては、民間と同様に、状況に応じて複数の選任をお願いしていきたいと考えてございます。

各府省におかれましては、障害者の活躍が十分に図られるようにする観点から、これら障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任につきまして、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(厚生労働省 小林職業安定局長)

ただいまの説明の内容について、ご意見やご質問はございますか。

(質問等なし)

(厚生労働省 小林職業安定局長)

よろしゅうございますでしょうか。それでは、最後にプレスを入場させます。

(報道関係者入室)

(厚生労働省 小林職業安定局長)

それでは、議長である厚生労働大臣からご発言をいただきます。

(根本厚生労働大臣)

本日は、国の行政機関等における採用・定着状況等についてお示ししました。

採用計画に対する進捗率は80.6%、定着率は94.9%となっている等、概ね順調に進捗している状況です。また、勤務する障害者の満足度調査からは、概ね満足して働いていただいているという結果が見られた一方、いくつかの課題も把握されたものと思います。

満足度調査の回収率の高さは、働く障害者の皆さんがご意見やご要望を伝えたいという気持ちの表れとも受け止められるところであり、職場における円滑なコミュニケーションを一層進めていただく必要があると考えております。

各府省におかれては、今回の調査結果を踏まえ、障害者の活躍の場の拡大、定着の促進に努めていただくとともに、厚生労働省としてもその取組を積極的に支援してまいります。

また、第198回通常国会において成立した改正障害者雇用促進法について、段階的に施行されることとなっております。

特に、本日の説明のとおり、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員については、9月6日に施行が予定されており、配置が義務付けられることとなりますので、各府省において適切にご対応いただくようお願いいたします。

障害のある方が希望や能力に応じて、活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用促進法を所管する大臣として、引き続き、各府省の取組に対して最大限の協力をしてまいります。

各府省におかれても、本年末の採用計画の終期に向け、法定雇用率の達成だけでなく、障害者がいきいきと活躍できる場の拡大について、引き続き、最大限のご尽力をよろしく願います。

(厚生労働省 小林職業安定局長)

ありがとうございました。プレスの皆様は、ここで御退出ください。

(報道関係者退出)

(厚生労働省 小林職業安定局長)

それでは、以上をもちまして、第6回公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議を閉会させていただきます。本日はご多用のところ誠にありがとうございました。